

## 議案第16号

### 公共施設等運営権の設定（鳥取県営水力発電所）について

次のとおり公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 公共施設等の名称

春米発電所、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所（以下「運営権設定対象施設」という。）

#### 2 発電所の立地、規模及び配置

運営権設定対象施設	立地	規模（最大出力）	配置
春米発電所	八頭郡若桜町 大字大炊	7,900キロワット	(1) 取水口及び導水路 八頭郡若桜町大字若荷谷ほか (2) 発電所 八頭郡若桜町大字大炊 (3) 放水口 八頭郡若桜町大字大炊
小鹿第一発電所	東伯郡三朝町 大字神倉	3,600キロワット	(1) 取水口及び導水路 東伯郡三朝町大字中津ほか (2) 発電所 東伯郡三朝町大字神倉 (3) 放水口

			東伯郡三朝町大字神倉
小鹿第二発電所	東伯郡三朝町 大字三朝	5,200キロワ ット	(1) 取水口及び導水路 東伯郡三朝町大字神倉 ほか (2) 発電所 東伯郡三朝町大字三朝 (3) 放水口 東伯郡三朝町大字三朝
日野川第一発電所	日野郡日野町 福長	4,300キロワ ット	(1) 取水口及び導水路 日野郡日南町菅沢ほか (2) 発電所 日野郡日野町福長 (3) 放水口 日野郡日野町福長

### 3 運営権者

東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6

M&C鳥取水力発電株式会社

代表取締役 伊藤直樹

### 4 運営権に係る内容

運営権設定対象施設に係る運営維持業務

### 5 運営権の単位及び存続期間

運営権の単位は、運営権設定対象施設ごととし、その存続期間は、次のとおりとする。

運営権設定対象施設	運営権の存続期間の開始日	運営権の存続期間の満了日
春米発電所	令和2年9月1日	令和22年8月31日
小鹿第一発電所	令和6年2月1日	令和26年1月31日
小鹿第二発電所	令和5年9月1日	令和25年8月31日
日野川第一発電所	令和6年12月1日	令和26年11月30日

ただし、運営権者が、令和20年8月31日までに全ての運営権設定対象施設の運営

権の存続期間の延長を県に協議し、運営権者に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について県及び運営権者が合意した場合には、全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の満了日は、令和37年3月31日まで一括して延長されるものとする。また、延長後の運営権の存続期間の満了日の2年前までに同じ手続が行われ、県及び運営権者が合意した場合には、全ての運営権設定対象施設の運営権の存続期間の満了日は、令和52年3月31日まで一括して更に延長されるものとする。